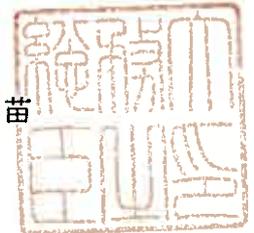


総政企第251号  
平成28年9月29日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
山本 早 苗



諮問第94号  
ガス事業生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年9月9日付け20160906資第13号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

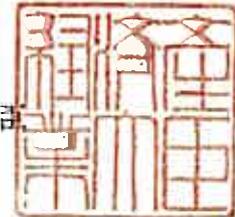
経 済 産 業 省

20160906資第13号

平成28年9月9日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

ガス事業生産動態統計調査

主管部課	経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
事務担当者	中村・明日香 電話 03 (3501) 2963 e-mail nakamura-asuka@meti.go.jp



## 申請事項記載書

## 1 調査の名称

ガス事業生産動態統計調査

## 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
1 略	1 略	
2 調査の目的 ガス事業の生産の実態を <u>明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</u>	2 調査の目的 ガス事業の生産の実態を <u>明確にし、以て、ガス事業法第1条に規定する目的達成の基礎資料とする。</u>	○調査目的を明確化するため。
3 調査対象の範囲 (1) 略 (2) 属性的範囲 ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）</u>	3 調査対象の範囲 (1) 略 (2) 属性的範囲 ガス事業法（昭和29年法律第51号） <u>第2条第11項に規定するガス事業者について行う。</u>	○ガス事業法改正に伴う変更のため。
4 略	4 略	

<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① <u>ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）</u>、<u>一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業</u>について下記事項を調査する（<u>別添1の調査票様式1-1及び1-2参照</u>）。</p> <p><u>(イ) 原料</u>  <u>(ロ) ガス生産量及び購入量内訳</u>  <u>(ハ) 製品ガス生産・購入・販売・在庫</u></p> <p><u>(ニ) メーター取付数</u>  <u>(ホ) 調定数</u>  <u>(ヘ) 託送供給</u>  <u>(ト) 労務</u></p> <p>② <u>ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）</u>について下記事項を調査する（<u>別添1の調査票様式2参照</u>）。</p> <p><u>(イ) 供給地点群</u>  <u>(ロ) 原料</u>  <u>(ハ) 需要家メーター数</u>  <u>(ニ) 生産品</u></p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① <u>一般ガス事業、ガス導管事業及び大口ガス事業</u>について下記事項を調査する。</p> <p><u>(イ) 製品ガスの生産、購入及び供給並びに在庫</u>  <u>(ロ) 需要家メーター</u>  <u>(ハ) 原料の入荷、消費及び在庫</u>  <u>(ニ) 託送供給</u>  <u>(ホ) 消費電力量</u>  <u>(ヘ) 従業者の就業人員</u></p> <p>② <u>簡易ガス事業</u>について下記事項を調査する。</p> <p><u>(イ) ガスの生産及び供給</u>  <u>(ロ) 需要家メーター</u>  <u>(ハ) 原料の入荷、消費及び在庫</u></p>	<p>○ガス事業法改正に伴う変更のため。</p> <p>○記載の整合性のため。</p> <p>○調査票の調査項目を廃止するため。</p>
---	---	--

<p>(2) 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>経済産業省 — 経済産業局<sup>(※)</sup> — 報告者</p> <p><u>(※) 報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 (以下単に「経済産業局」という。)</u></p> <p>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ( ))</p> <p>① 調査票の配布</p> <p>ア 調査票の様式</p> <p>略</p> <p>イ 報告義務</p> <p>(a) 調査票は、<u>経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長 (以下単に「経済産業局長」という。)</u> がその報告義務者に配布する。</p> <p>(b) <u>報告義務者</u>は、配布された調査票により調査事項について報告する。</p> <p>なお、調査票様式1-1及び1-2の調査事項の報告については、ガス事業者にお</p>	<p>(2) 略</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>経済産業省 — 経済産業局 — 報告者</p> <p>(2) 調査方法 (□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ( ))</p> <p>①調査票の配布</p> <p>ア 調査票の様式</p> <p>略</p> <p>イ 報告義務</p> <p>(a) 調査票は、<u>経済産業省又は経済産業局</u>がその報告義務者に配布する。</p> <p>(b) <u>ガス事業者又はガス事業者</u>に属する工場 (事業場を含む。) の管理責任者 (以下「報告義務者」という。) は、配布された調査票用紙により調査事項について報告する。</p>	<p>○経済産業局が初出であることから、注釈を追記するもの。</p> <p>○掲載産業局長が初出であることから、追記するもの。</p> <p>○4 (3) において既に報告義務者を定義しているため、削除。</p>
--	---	--

<p>いて工場（事業場を含む。）が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。</p> <p>②調査票の提出</p> <p>ア 調査票による提出</p> <p>① <u>報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2部を郵送により、数量に係る事項の調査票及び金額に係る事項の調査票を経済産業局長に提出する。</u></p>	<p>なお、調査票様式1-1, 1-2の調査事項の報告については、ガス事業者において工場（事業場を含む。）が複数ある場合に、<u>経済産業省又は報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局（以下単に「経済産業局」という。）</u>に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。</p> <p>②調査票の提出</p> <p>ア 調査票による提出</p> <p>① <u>報告義務者は、自計申告の方法により3部作成し、1部を控とし、2部を当該地区担当の統計調査員経由又は郵送により、数量に係る事項の調査票を翌月10日までに、金額に係る事項の調査票を各年6月（1月から3月までの分）、9月（4月から6月までの分）、12月（7月から9月までの分）、及び3月（10月から12月分までの）の10日までに当該地区所管の経済産業局長又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」</u></p>	<p>○初出ではないため、記載を削除。</p> <p>○運用の見直しのため。</p> <p>○初出ではないため、記載を削除</p>
---	---	---

<p>② 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し、1部を控とし、<u>1部</u>を受理した月の15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>イ 略</p> <p>7 略</p> <p>8 集計事項 <u>別添2のとおり。</u></p>	<p><u>という。）</u>に提出する。</p> <p>② 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し、1部を控とし、<u>残部</u>を受理した月の15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>イ 略</p> <p>7 略</p> <p>8 集計事項 (1) <u>一般ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者から提出された調査票については、別表1のとおり、地区別、事業者別、規模別、経営形態別に下記事項を集計する。</u>  (イ) <u>ガスの生産、購入及び供給並びに在庫</u>  (ロ) <u>需要家メーター</u>  (ハ) <u>原料の入荷、消費及び在庫</u>  (ニ) <u>託送供給</u>  (ホ) <u>消費電力量</u>  (ヘ) <u>従業員の就業人員</u>  (2) <u>簡易ガス事業者から提出された調査票については、別表2のとおり、地区別に下記事項を集</u></p>	<p>○運用の見直しのため。</p> <p>○集計事項の記載をより詳細化するため別添資料に変更するもの。</p> <p>○調査票の調査項目見直しのため。</p>
---	---	--

<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法  <u>集計された結果をインターネット（資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat）により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量に係る事項の結果は、<u>調査票提出月の翌月下旬まで</u></li> <li>・ 金額に係る事項の結果は、<u>調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月下旬まで</u></li> </ul> <p>10 使用する統計基準</p> <p><u>本調査は、ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。</u></p>	<p><u>計する。</u></p> <p>(イ) <u>ガスの生産及び供給</u></p> <p>(ロ) <u>需要家メーター</u></p> <p>(ハ) <u>原料の入荷、消費及び在庫</u></p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法  <u>定期刊行物その他により公表する。</u></p> <p>(2) 公表の期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数量に係る事項の結果を<u>翌々月20日まで</u></li> <li>・ 金額に係る事項を調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月<u>20日まで</u></li> </ul> <p>10 使用する統計基準</p> <p><u>統計基準は使用せず、ガス事業法の定義に基づいている。</u></p>	<p>○実態に即した変更のため。</p> <p>○運用の見直しのため。</p> <p>○公表日が土日祝日に該当する場合の公表日の変動を考慮するため。</p> <p>○引用条数の明確化のため。なお、実態に変更はないものの、本調査については、統計法改正後に変更がなかったことから、今回</p>
--	--	--

1 1 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存責任者	保存期間
記入済み調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2年
調査票の内容を記録した電磁的記録	経済産業大臣	永年

1 2 立入検査等の対象とすることができる事項

ガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事する者及びガス統計調査員<sup>(※)</sup>は、この調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立入り、5に規定する事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問する事ができる。

(※)ガス統計調査員は、本調査に関する事務を行うことを目的として、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を除く。）が任命する職員であるが、データ入力等を主な業務としており、調査票の配布及び回収には従事しない。そのため、6（1）の調査組織に記載しておらず、6（2）においても、調査員調査としていない。

1 1 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存責任者	保存期間
調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2年

1 2 立入検査等の対象とすることができる事項

統計官その他ガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事する者及びガス統計調査員は、この調査のため必要があるときは、統計法第13条の規定により、必要な場所に立入り、5に規定する事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問する事ができる。この場合には、その職務を示す証明書を示さなければならない。

の変更を期に修正。

○運用の見直しのため。

○実態に変更はないものの、本調査については、統計法改正後に変更がなかったことから、今回の変更を期に修正。

○記載の整合性のため。

## ガス事業生産動態統計調査計画（変更後）

### 1 調査の名称

ガス事業生産動態統計調査

### 2 調査の目的

ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。以下同じ。）

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

約1,600事業者

#### (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

#### (3) 報告義務者

3（2）の規定する事業者の管理責任者<sup>(※)</sup>

(※) ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者を含む。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

#### (1) 報告を求める事項

① ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業について下記事項を調査する（別添1の調査票様式1-1及び1-2参照）。

(イ) 原料

(ロ) ガス生産量及び購入量内訳

(ハ) 製品ガス生産・購入・販売・在庫

(ニ) メーター取付数

(ホ) 調定数

(へ) 託送供給

(ト) 労務

② ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）について下記事項を調査する（別添1の調査票様式2参照）。

(イ) 供給地点群

(ロ) 原料

(ハ) 需要家メーター数

(ニ) 生産品

(2) 基準となる期日又は期間

この調査は、数量に係る事項を毎月末日現在によって行い、金額に係る事項を四半期（各年の1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの各期間をいう。）末日現在によって行う。

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省 — 経済産業局<sup>(※)</sup> — 報告者

(※) 報告義務者を管轄する経済産業局若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局（以下単に「経済産業局」という。）

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

① 調査票の配布

ア 調査票の様式

この調査は、別添1に掲げる調査票様式1-1、1-2及び調査票様式2によって行う。

イ 報告義務

(a) 調査票は、経済産業大臣又は当該地区所管の経済産業局長若しくは中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長（以下単に「経済産業局長」という。）がその報告義務者に配布する。

(b) 報告義務者は、配布された調査票により調査事項について報告する。

なお、調査票様式1-1及び1-2の調査事項の報告については、ガス事業者において工場（事業場を含む。）が複数ある場合に、経済産業省又は経済産業局に事前に登録することにより、経済産業局毎に調査事項をまとめて報告することができる。

② 調査票の提出

ア 調査票による提出

① 報告義務者は、自計報告の方法により作成し、2部を郵送により、数量に係る事項の調

査票及び金額に係る事項の調査票を当該地区所管の経済産業局長に提出する。

- ② 経済産業局長は、提出された調査票を整理審査し1部を控えとし、1部を受理した月の15日までに経済産業大臣に提出する。

イ 電子情報処理組織による提出

報告義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用し、経済産業大臣に提出する。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- ・ 数量に係る事項の調査票は毎月
- ・ 金額に係る事項の調査票は四半期

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

- ・ 数量に係る事項の調査票は翌月10日まで
- ・ 金額に係る事項の調査票は各年6月（1月から3月までの分）、9月（4月から6月までの分）、12月（7月から9月までの分）及び3月（10月から12月分までの）の10日まで

## 8 集計事項

別添2のとおり。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

集計された結果をインターネット（資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat）により公表する。

### (2) 公表の期日

- ・ 数量に係る事項の結果は、調査票提出月の翌月下旬まで
- ・ 金額に係る事項の結果は、調査票提出月（6月、9月、12月、3月）の翌月下旬まで

## 10 使用する統計基準

本調査は、ガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存責任者	保存期間
記入済み調査票	経済産業局長及び経済産業大臣	2年
調査票の内容を記録した電磁的記録	経済産業大臣	永年

## 12 立入検査等の対象とすることができる事項

ガス事業生産動態統計調査に関する事務に従事する者及びガス統計調査員<sup>(※)</sup>は、この調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立入り、5に規定する事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問する事ができる。

(※) ガス統計調査員は、本調査に関する事務を行うことを目的として、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を除く。）が任命する職員であるが、データ入力等を主な業務としており、調査票の配布及び回収には従事しない。そのため、6（1）の調査組織に記載しておらず、6（2）においても、調査員調査としていない。

事業者コード

平成 年 月分  
(標準熱量 メガジュール)



基幹統計(ガス事業生産動態統計)

# ガス事業生産動態統計調査票<月次>

様式1-1  
<月次>

秘

事業者区分	
ガス小売事業者	
一般ガス導管事業者	
特定ガス導管事業者	

公営・私営区分		
公営	私営	
	資本金1億円超	資本金1億円以下

## I 原料

		液化天然ガス (トン)	天然ガス (立方メートル)	液化石油ガス (トン)	その他(種別 : ) (単位 : )
受 入	海外購入量				
	国内購入量				
自家生産量					
消 費	ガス化用				
	加熱用				
費その他用					
液 売	ガス事業者向け				
	その他				
月 末 在 庫					

## II ガス生産量及び購入量内訳

(単位: 1,000メガジュール)

	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入
気化後液化天然ガス			
天然ガス			
気化後液化石油ガス			
その他石油系ガス			
その他ガス			

## III 製品ガス生産・購入・販売・在庫

		量 (単位: 1,000メガジュール)			
製品ガス生産量					
ガス事業者からの製品ガス購入量					
ガス事業者以外からの製品ガス購入量					
加熱用					
自家消費					
卸 供 給					
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
製 品 販 売 量	北海道				
	東北				
	関東				
	中部・北陸				
	近畿				
	中国				
	四国				
	九州・沖縄				
	月 末 在 庫				

## IV メーター取付数(単位: 個)

取付数

## V 調定数

(単位: 件)

地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
北 海 道					
東 北					
関 東					
中 部 ・ 北 陸					
近 畿					
中 国					
四 国					
九 州 ・ 沖 縄					

## VI 託送供給

(単位: 件、1,000メガジュール)

	小売託送	自己託送	連結託送
件 数			
量			

## VII 労務

(単位: 人)

従業者数

事業者名	(事業者名)	(報告義務者) 役職:	
報告義務者名		氏名:	
所在地等	(〒 )	電話番号:	
記入担当者名	所属:	氏名:	メールアドレス

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



政府統計

基幹統計（ガス事業生産動態統計）

ガス事業生産動態統計調査票＜四半期＞

様式1-2  
＜四半期＞

秘

事業者コード

平成 年 月分

Ⅷ 原料

（単位：千円）

		液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別: )
受	海外金額			
入	国内金額			

Ⅸ 製品ガス購入・販売

（単位：千円）

		金額			
ガス事業者からの製品ガス購入					
ガス事業者以外からの製品ガス購入					
卸供給					
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
製	北海道				
	東北				
品	関東				
	中部・北陸				
ス	近畿				
	中国				
販	四国				
	九州・沖縄				

Ⅹ 託送供給

（単位：千円）

		小売託送	自己託送	連結託送
金	額			

事業者名	(事業者名)	(報告義務者) 役職:
報告義務者名		氏名:
所在地等	(〒 )	電話番号:
記入担当者名	所属:	氏名: メールアドレス:

経済産業省

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務があります。  
○この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
○統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

事業者コード

平成 年 月分



ガス事業生産動態統計調査票

様式 2

I 供給地点群

項目	供給地点群			合計
	1	2	3	
供給地点群の名称				
供給地点群の所在地				
供給地点の数				0

II 原料

種類	1			2			3			合計		
	液化石油ガス(キログラム)		圧縮天然ガス(立方メートル)									
規格	い号	ろ号										
月始在庫量										0	0	0
受入量										0	0	0
消費量										0	0	0
過欠補正										0	0	0
月末在庫量										0	0	0

III 需要家メーター数(単位:個)

用途別	1		2		3		合計	
	取付数	調定数	取付数	調定数	取付数	調定数	取付数	調定数
家庭用							0	0
商業用							0	0
その他							0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

IV 生産品 (単位:立方メートル)

(生産量)	1			2			3			合計		
	家庭用			商業用			その他			計		
家庭用												0
商業用												0
その他												0
計												0

事業者名		報告義務者の職名	
所在地		記名	

(注) 1. II 原料の表の「規格」は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第13条に定める規格をいう。  
 2. この調査票は、1枚について、供給地点群を3つまで記入することができるので、それぞれの供給地点群について、II からIVまでを対応して記入すること。

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、調査対象の事業所は報告の義務がありま  
 す。この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。調査情報の秘密の保護に万全を期します。

集計事項

公表方法	集計表	集計事項
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業分)	1. 月次総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別生産量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別購入量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス生産量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 卸供給量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 メーター取付数</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別調定数</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 原料種別消費量</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 従業者数</li> </ul>
	2. 月次地区別表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別 原料種別生産量</li> <li>・地区別 原料種別購入量</li> <li>・地区別 製品ガス生産量</li> <li>・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・地区別 製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・地区別 卸供給量</li> <li>・地区別 用途別製品ガス販売量</li> <li>・地区別 メーター取付数</li> <li>・地区別 用途別調定数</li> <li>・地区別 海外・国内別原料種別受入量</li> <li>・地区別 原料種別消費量</li> <li>・地区別 託送供給量・件数</li> <li>・地区別 従業者数</li> </ul>
	3. ガス生産量及び購入量内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料種別 ガス生産量</li> <li>・原料種別 ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・原料種別 ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> </ul>
	4. 製品ガス生産・購入・販売・在庫及びメーター取付数・調定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品ガス生産量</li> <li>・製品ガス購入量(ガス事業者からの購入)</li> <li>・製品ガス購入量(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・加熱用ガス消費量</li> <li>・製品ガス自家消費量</li> <li>・製品ガス卸供給量</li> <li>・メーター取付数</li> <li>・用途別製品ガス販売量</li> <li>・用途別調定数</li> <li>・月末在庫</li> </ul>
	5. 原料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原料種別 海外・国内別受入量</li> <li>・原料種別 自家生産量</li> <li>・原料種別 用途別消費量</li> <li>・原料種別 ガス事業者別(ガス事業者向け・その他)液売り量</li> <li>・原料種別 月末在庫量</li> </ul>
	6. 託送供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売託送量・件数、自己託送量・件数、連結託送量・件数</li> </ul>
	7. 労務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者数</li> </ul>
ガス事業生産動態統計(四半期) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業分)	8. 四半期総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 製品ガス卸供給量・金額</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 用途別製品ガス販売量・金額</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 海外・国内別原料種別受入量・金額</li> <li>・ガス事業者別、大企業・中小企業別、公営・私営別 託送供給量・件数・金額</li> </ul>
	9. 製品ガス購入・販売(四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品ガス購入量・金額(ガス事業者からの購入)</li> <li>・製品ガス購入量・金額(ガス事業者以外からの購入)</li> <li>・製品ガス卸供給量・金額</li> <li>・用途別 製品ガス販売量・金額</li> </ul>
	10. 原料(四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外・国内別原料種別受入量・金額</li> </ul>
	11. 託送供給(四半期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売託送量・件数・金額、自己託送量・件数・金額、連結託送量・件数・金額</li> </ul>
ガス事業生産動態統計(月次) (ガス小売事業(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)分)	12. 平均販売量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業局別 生産量(販売量)対前年同月比</li> <li>・経済産業局別 平均販売量</li> </ul>
	13. 総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業局別 供給地点群数</li> <li>・経済産業局別 供給地点数</li> <li>・原料種別 月始在庫量</li> <li>・経済産業局別 原料種別受入量</li> <li>・原料種別 消費量</li> <li>・原料種別 過欠補正</li> <li>・原料種別 月末在庫量</li> <li>・経済産業局別 用途別取付数</li> <li>・経済産業局別 用途別調定数</li> <li>・経済産業局別 用途別生産量(販売量)</li> </ul>
	14. 地区別表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県別 供給地点群数</li> <li>・都道府県別 供給地点数</li> <li>・都道府県別 原料種別受入量</li> <li>・都道府県別 用途別取付数</li> <li>・都道府県別 用途別調定数</li> <li>・都道府県別 用途別生産量(販売量)</li> </ul>

ガス事業生産動態統計調査 調査票新旧対照表 (案)

調査事項 (現行調査の項目)	現行	変更案	変更理由																																																																																																																																																						
様式1-1 事業者区分	<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般ガス事業者</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> <tr> <td>ガス導管事業者</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>大口ガス事業者</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	事業者区分		一般ガス事業者	●	ガス導管事業者	○	大口ガス事業者	○	<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業者区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガス小売事業者</td> <td style="background-color: #e0ffe0;"></td> </tr> <tr> <td>一般ガス導管事業者</td> <td style="background-color: #e0ffe0;"></td> </tr> <tr> <td>特定ガス導管事業者</td> <td style="background-color: #e0ffe0;"></td> </tr> </tbody> </table>	事業者区分		ガス小売事業者		一般ガス導管事業者		特定ガス導管事業者		○ガス事業法改正に伴う事業者区分の変更																																																																																																																																						
事業者区分																																																																																																																																																									
一般ガス事業者	●																																																																																																																																																								
ガス導管事業者	○																																																																																																																																																								
大口ガス事業者	○																																																																																																																																																								
事業者区分																																																																																																																																																									
ガス小売事業者																																																																																																																																																									
一般ガス導管事業者																																																																																																																																																									
特定ガス導管事業者																																																																																																																																																									
様式1-1 I 原料	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">I 原料</th> <th>揮発油</th> <th>液化石油ガス</th> <th>天然ガス</th> <th>液化天然ガス</th> <th>その他</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <th>(キロリットル)</th> <th>(トン)</th> <th>(立方メートル)</th> <th>(トン)</th> <th>( )</th> <th>( )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受</td> <td>海外購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>国内購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>家生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消</td> <td>ガス化用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加</td> <td>熱用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費</td> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液</td> <td>ガス事業者向け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売</td> <td>りその他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>末在庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	I 原料		揮発油	液化石油ガス	天然ガス	液化天然ガス	その他	その他	(キロリットル)	(トン)	(立方メートル)	(トン)	( )	( )	受	海外購入量							入	国内購入量							自	家生産量							消	ガス化用							加	熱用							費	その他用							液	ガス事業者向け							売	りその他							月	末在庫							<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">I 原料</th> <th>液化天然ガス</th> <th>天然ガス</th> <th>液化石油ガス</th> <th>その他(種別: )</th> </tr> <tr> <th>(トン)</th> <th>(立方メートル)</th> <th>(トン)</th> <th>(単位: )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受</td> <td>海外購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入</td> <td>国内購入量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自</td> <td>家生産量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消</td> <td>ガス化用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加</td> <td>熱用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費</td> <td>その他用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>液</td> <td>ガス事業者向け</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売</td> <td>りその他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>末在庫</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	I 原料		液化天然ガス	天然ガス	液化石油ガス	その他(種別: )	(トン)	(立方メートル)	(トン)	(単位: )	受	海外購入量					入	国内購入量					自	家生産量					消	ガス化用					加	熱用					費	その他用					液	ガス事業者向け					売	りその他					月	末在庫					○環境保護の観点から用いられなくなったため、「揮発油」を削除  ○記入実績が見られないため、2つあった「その他」のうち1つを削除  ○「その他」の
I 原料				揮発油	液化石油ガス	天然ガス	液化天然ガス	その他	その他																																																																																																																																																
		(キロリットル)	(トン)	(立方メートル)	(トン)	( )	( )																																																																																																																																																		
受	海外購入量																																																																																																																																																								
入	国内購入量																																																																																																																																																								
自	家生産量																																																																																																																																																								
消	ガス化用																																																																																																																																																								
加	熱用																																																																																																																																																								
費	その他用																																																																																																																																																								
液	ガス事業者向け																																																																																																																																																								
売	りその他																																																																																																																																																								
月	末在庫																																																																																																																																																								
I 原料		液化天然ガス	天然ガス	液化石油ガス	その他(種別: )																																																																																																																																																				
		(トン)	(立方メートル)	(トン)	(単位: )																																																																																																																																																				
受	海外購入量																																																																																																																																																								
入	国内購入量																																																																																																																																																								
自	家生産量																																																																																																																																																								
消	ガス化用																																																																																																																																																								
加	熱用																																																																																																																																																								
費	その他用																																																																																																																																																								
液	ガス事業者向け																																																																																																																																																								
売	りその他																																																																																																																																																								
月	末在庫																																																																																																																																																								

			記入を明確にするため、種別及び単位記入用に（ ）を1つ追加																																																																				
様式1-1 II ガス生産量及び購入量	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">II ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000×ガジュール)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>生産</th> <th>ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)</th> <th>ガス事業者以外からの購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他石炭系ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>揮発油ガス</td> <td></td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気化後液化石油ガス</td> <td></td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他石油系ガス</td> <td></td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス</td> <td></td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>気化後液化天然ガス</td> <td></td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他ガス</td> <td></td> <td>( )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	II ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000×ガジュール)					生産	ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)	ガス事業者以外からの購入	石炭ガス				その他石炭系ガス				揮発油ガス		( )		気化後液化石油ガス		( )		その他石油系ガス		( )		天然ガス		( )		気化後液化天然ガス		( )		その他ガス		( )		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">II ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000×ガジュール)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>生産</th> <th>ガス事業者からの購入</th> <th>ガス事業者以外からの購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気化後液化天然ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天然ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気化後液化石油ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他石油系ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他ガス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	II ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000×ガジュール)					生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入	気化後液化天然ガス				天然ガス				気化後液化石油ガス				その他石油系ガス				その他ガス				<p>○利用するガス事業者がほとんど見られないため、「石炭ガス」、「その他石炭系ガス」及び「揮発油ガス」を削除</p> <p>○ガス事業法改正に伴い一般ガス事業者の区分が廃止になることにより「(うち一般ガス事業者)」を全て削除</p>
II ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000×ガジュール)																																																																							
	生産	ガス事業者からの購入 (うち一般ガス事業者)	ガス事業者以外からの購入																																																																				
石炭ガス																																																																							
その他石炭系ガス																																																																							
揮発油ガス		( )																																																																					
気化後液化石油ガス		( )																																																																					
その他石油系ガス		( )																																																																					
天然ガス		( )																																																																					
気化後液化天然ガス		( )																																																																					
その他ガス		( )																																																																					
II ガス生産量及び購入量内訳 (単位:1,000×ガジュール)																																																																							
	生産	ガス事業者からの購入	ガス事業者以外からの購入																																																																				
気化後液化天然ガス																																																																							
天然ガス																																																																							
気化後液化石油ガス																																																																							
その他石油系ガス																																																																							
その他ガス																																																																							

様式1-1  
Ⅲ製品ガス  
生産・購入・  
販売・在庫

Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫		量 (単位:1,000MJ)
製品ガス生産量		
ガス事業者からの製品ガス購入量		
ガス事業者以外からの製品ガス購入量		
加熱用		
自家消費		
卸供給		
大口販売	商業用	
	工業用	
	その他用	
家庭用		
(うち選択約款)		( )
小口販売	商業用	
	(うち選択約款)	( )
	工業用	
	(うち選択約款)	( )
その他用		
(うち選択約款)		( )
月末在庫		

Ⅲ 製品ガス生産・購入・販売・在庫					量 (単位:1,000メガジュール)
製品ガス生産量					
ガス事業者からの製品ガス購入量					
ガス事業者以外からの製品ガス購入量					
加熱用					
自家消費					
卸供給					
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
製品ガス販売量	北海道				
	東北				
	関東				
	中部・北陸				
	近畿				
	中国				
	四国				
九州・沖縄					
月末在庫					

○ガス事業法改正に伴い、①～③のとおり変更。  
①大口、小口の区分が廃止になることにより、「大口販売」及び「小口販売」を統合  
②「選択約款」が廃止になることにより、「選択約款」を削除  
③ガスの販売地域の制限が無くなることから、地区別で集計するために「製品ガス販売量」を地区別の項目に細分化

様式1-1  
IV需要家メ  
ーター数

IV 需要家メーター数		(単位:個)	
		取付数	調定数
大	商業用		
	工業用		
	その他用		
小	家庭用		
	(うち選択約款) ( ) ( )		
	商業用		
小	(うち選択約款) ( ) ( )		
	工業用		
	(うち選択約款) ( ) ( )		
小	その他用		
	(うち選択約款) ( ) ( )		

IV メーター取付数 (単位:個)

取付数
-----

V 調定数 (単位:件)

地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用
北海道					
東北					
関東					
中部・北陸					
近畿					
中国					
四国					
九州・沖縄					

○ガス事業法改正に伴い、①～③のとおり変更。  
①報告者（導管事業者）が把握できない情報となったため、「取付数」の用途別を統合  
②「選択約款」が廃止になることにより「選択約款」を削除  
③ガスの販売地域の制限が無くなるため、「調定数」を地区別の項目に細分化

様式1-1 V 託送供給	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">V 託送供給</th> <th colspan="2">(単位:件、1,000メガジュール)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>小売託送</th> <th>卸託送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	V 託送供給		(単位:件、1,000メガジュール)				小売託送	卸託送	件数				量				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">VI 託送供給</th> <th colspan="3">(単位:件、1,000メガジュール)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>小売託送</th> <th>自己託送</th> <th>連結託送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VI 託送供給		(単位:件、1,000メガジュール)					小売託送	自己託送	連結託送	件数					量					<p>○ガス事業法改正に伴う託送供給制度の改定により、「卸託送」を「連結託送」に名称変更。また、自己託送を託送供給実績に含めることとなったため、「自己託送」を追加</p>												
V 託送供給		(単位:件、1,000メガジュール)																																																	
		小売託送	卸託送																																																
件数																																																			
量																																																			
VI 託送供給		(単位:件、1,000メガジュール)																																																	
		小売託送	自己託送	連結託送																																															
件数																																																			
量																																																			
様式1-1 VII 電力	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">VII 電力</th> <th colspan="2">(単位:kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消費電力量</td> <td>受電分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自家発電分</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VII 電力		(単位:kWh)		消費電力量	受電分			自家発電分			削除	<p>○本調査で把握する必要性が乏しくなったため、報告者負担軽減の観点から、「消費電力量」を削除</p>																																					
VII 電力		(単位:kWh)																																																	
消費電力量	受電分																																																		
	自家発電分																																																		
様式1-2 VIII 原料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">VIII 原料</th> <th colspan="5">(単位:千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>揮発油</th> <th>液化石油ガス</th> <th>液化天然ガス</th> <th>その他 ( )</th> <th>その他 ( )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受海外金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入国内金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VIII 原料		(単位:千円)							揮発油	液化石油ガス	液化天然ガス	その他 ( )	その他 ( )	受海外金額							入国内金額							<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">VIII 原料</th> <th colspan="3">(単位:千円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>液化天然ガス</th> <th>液化石油ガス</th> <th>その他 (種別: )</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受海外金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入国内金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	VIII 原料		(単位:千円)					液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別: )	受海外金額					入国内金額					<p>○様式1-1「I 原料」と同じ。</p>
VIII 原料		(単位:千円)																																																	
		揮発油	液化石油ガス	液化天然ガス	その他 ( )	その他 ( )																																													
受海外金額																																																			
入国内金額																																																			
VIII 原料		(単位:千円)																																																	
		液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別: )																																															
受海外金額																																																			
入国内金額																																																			

			○「その他」の記入を明確にするため、「種別:」の文言を追加																																																																																																																							
様式1-2 Ⅸ製品ガス 購入・販売	<b>Ⅸ 製品ガス購入・販売</b> (単位:千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者以外からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸供給</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大口販売</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  家庭用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (うち選択約款)</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小口販売</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  商業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (うち選択約款)</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  工業用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (うち選択約款)</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (うち選択約款)</td> <td>( )</td> <td></td> </tr> </table>			金額	ガス事業者からの製品ガス購入			ガス事業者以外からの製品ガス購入			卸供給			大口販売			商業用			工業用			その他用			家庭用			(うち選択約款)	( )		小口販売			商業用			(うち選択約款)	( )		工業用			(うち選択約款)	( )		その他用			(うち選択約款)	( )		<b>Ⅸ 製品ガス購入・販売</b> (単位:千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス事業者以外からの製品ガス購入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸供給</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区</td> <td>用途</td> <td>家庭用</td> <td>商業用</td> <td>工業用</td> <td>その他用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製</td> <td>北海道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">品</td> <td>関東</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガ</td> <td>近畿</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">販</td> <td>四国</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			金額	ガス事業者からの製品ガス購入			ガス事業者以外からの製品ガス購入			卸供給			地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用	製	北海道					東北					品	関東					中部・北陸					ガ	近畿					中国					販	四国					九州・沖縄					売						○様式1-1 「Ⅲ製品ガス生産・購入・販売・在庫」と同じ。
		金額																																																																																																																								
ガス事業者からの製品ガス購入																																																																																																																										
ガス事業者以外からの製品ガス購入																																																																																																																										
卸供給																																																																																																																										
大口販売																																																																																																																										
商業用																																																																																																																										
工業用																																																																																																																										
その他用																																																																																																																										
家庭用																																																																																																																										
(うち選択約款)	( )																																																																																																																									
小口販売																																																																																																																										
商業用																																																																																																																										
(うち選択約款)	( )																																																																																																																									
工業用																																																																																																																										
(うち選択約款)	( )																																																																																																																									
その他用																																																																																																																										
(うち選択約款)	( )																																																																																																																									
		金額																																																																																																																								
ガス事業者からの製品ガス購入																																																																																																																										
ガス事業者以外からの製品ガス購入																																																																																																																										
卸供給																																																																																																																										
地区	用途	家庭用	商業用	工業用	その他用																																																																																																																					
製	北海道																																																																																																																									
	東北																																																																																																																									
品	関東																																																																																																																									
	中部・北陸																																																																																																																									
ガ	近畿																																																																																																																									
	中国																																																																																																																									
販	四国																																																																																																																									
	九州・沖縄																																																																																																																									
売																																																																																																																										
様式1-2 Ⅹ託送供給	<b>Ⅹ 託送供給</b> (単位:千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>小売託送</td> <td>卸託送</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		小売託送	卸託送	金額			<b>Ⅹ 託送供給</b> (単位:千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>小売託送</td> <td>自己託送</td> <td>連結託送</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		小売託送	自己託送	連結託送	金額				○様式1-1 「Ⅴ託送供給」と同じ。																																																																																																									
	小売託送	卸託送																																																																																																																								
金額																																																																																																																										
	小売託送	自己託送	連結託送																																																																																																																							
金額																																																																																																																										

# ガス事業生産動態統計調査の必要性

## 1. 調査の目的・必要性

ガス事業生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として、ガス事業生産動態統計調査規則（昭和26年3月31日総理府令第11号、最終改正平成21年3月18日経済産業省令第15号）によって実施している。

本調査は、ガスの原料、ガス生産量及び購入量、製品ガス生産・購入・販売・在庫等について調査することで、ガス事業の短期的な動向を観察し、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の結果は、エネルギーに関する年次報告、総合資源エネルギー調査会資料、IEA（国際エネルギー機関）への情報提供等において、各種施策の立案・実施のための基礎資料として利用されている。さらに、地方経済産業局による地域ごとの鉱工業生産動向の把握、ガス業界による日本全体の都市ガスの状況の把握等にも利用されている。さらに、企業物価指数、産業連関表等の各種二次統計作成のための基礎資料等、幅広く利用されている。

我が国では平成7年以降、都市ガス小売の自由化範囲を段階的に拡大してきた。今般、ガス事業法（昭和29年法律第51号）が改正され、平成29年4月1日より都市ガス事業の小売全面自由化が行われることとなった。これに伴い、本調査の事業類型、調査項目等について変更を行うが、ガス事業法及び本調査の目的については自由化後も何ら変わることがないため、引き続き、本調査を基幹統計調査として実施することが必要である。

## 2. 他調査との重複

本調査と重複する統計調査はない。

## 3. 行政記録情報の利活用

行政記録情報の有無等について確認したが、現時点において本調査の調査事項に代替可能な行政記録情報は確認できない。

## 4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は全数調査であるため、重複是正措置の対象外である。

調査履歴の登録については、調査結果名簿を平成29年6月に提出予定。

以上

## ガス事業生産動態統計調査の利用実態

ガス事業生産動態統計調査は、ガスの原料、ガス生産量及び購入量、製品ガス生産・購入・販売・在庫等について調査することで、ガス事業の短期的な動向を観察し、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした基幹統計調査であり、国や地方の施策立案の基礎資料の他、業界等においても以下のとおり、幅広く利用されている。

### (1) 国等の施策立案の基礎資料

#### <国での利用例>

- ◆ エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書）  
用途別都市ガス販売量の推移、原料別都市ガス生産・購入量の推移を把握するための基礎資料として利用。
- ◆ 経済産業省年報  
一般ガス事業における天然ガス導入の現状を把握するための基礎資料として利用。
- ◆ 総合資源エネルギー調査会の各資料  
ガス事業の特性を踏まえつつ、ガス利用の将来性を見据え、ガス産業のあり方や、ガスの卸及び小売市場における需要家の選択肢拡大と競争活性化に資するシステムのあり方について検討を行うことを目的とした「ガスシステム改革小委員会」での基礎資料として利用。
- ◆ 広域天然ガスパイプライン整備の検討  
我が国における広域天然ガスパイプライン整備に関する費用便益分析の検討等を行うための基礎資料として利用。
- ◆ 大口ガス供給の状況  
都市ガス事業における大口供給の自由化の進捗状況を把握するための基礎資料として利用。
- ◆ ガス事業者の経営実態等に関する調査  
ガス事業における各種施策の効果や今後の外的要因等の影響度合いについて考察を行うための基礎資料として利用。
- ◆ 都市ガス業界のCO<sub>2</sub>排出量の実績算定  
日本経済団体連合会の低炭素社会実行計画・環境自主行動計画の進捗状況を把握するための基礎データとして利用。

<地方での利用例>

- ◆ 地域の鉱工業生産動向を把握するための基礎データとして利用。

(2) ガス業界(個社利用含む)等での利用例

- ◆ 長期需給計画を試算するための基礎データとして利用。
- ◆ 業界別の労働生産性を算出するための基礎データとして利用。
- ◆ 日本全体としての、需給状況等を確認するための基礎データとして利用。
- ◆ 都市ガスの原料構成の変化を把握するための基礎データとして利用。

(3) その他国内機関での利用

- ◆ 企業物価調査(日本銀行)  
企業物価指数を作成するために統計法第25条に基づいて日本銀行が実施する「企業物価調査」におけるガス事業者の調査対象名簿の見直しを行うための基礎データとして利用。

(4) 国際機関での利用

- ◆ I E A (国際エネルギー機関) への情報提供  
I E Aが日本のエネルギー政策を総合的に評価する国別詳細審査(I D R)を実施する際の基礎資料として利用。

以上

【資料2の参考】

平成28年9月29日

総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第94号の概要

(ガス事業生産動態統計調査の変更)

# ガス事業生産動態統計調査の概要（現行）

## 調査実施部課

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

## 調査の目的

ガス事業の生産の実態を明確にし、以て、ガス事業法第1条に規定する目的<sup>※</sup>達成の基礎資料とする。

※ ガス使用者の利益の保護、ガス事業の健全な発達等を目的としている。

## 調査の沿革等

- 昭和26年指定統計調査として、一般ガス事業者を対象にする毎月調査として開始
- その後、ガス事業法の改正に伴い、簡易ガス事業者、大口ガス事業者及びガス導管事業者を、順次、対象範囲に追加
- 平成18年4月分の調査からは、ガス販売高に係る金額項目（四半期調査）を追加

※本調査は、平成18年3月に統計審議会（当時）の答申を受けて以降、統計審議会及び統計委員会の諮問審議を受けていない。

## 調査事項

1. 製品ガスの生産量、購入量 等
2. 需要家メーター数
3. 原料の入荷量、消費量及び在庫量
4. 託送供給
5. 消費電力量、従業者数

## 調査対象と調査票の構成等

調査対象（報告者数） ※平成28年7月末時点	調査票	調査周期
一般ガス事業者（203）	様式1-1（数量） 様式1-2（金額）	毎月 四半期
大口ガス事業者（21）		
ガス導管事業者（24）		
簡易ガス事業者（1389）	様式2（数量）	毎月

## 調査系統

経済産業省 ——— 経済産業局 ——— 報告者

※ オンライン調査については、経済産業局を経由せずに実施

## 調査方法

郵送調査、オンライン調査

# 結果の利活用

## ① 全国的な政策を企画立案し、これを実施するための基礎資料

- 国民経済計算、鉱工業指数、産業連関表作成のための基礎資料
- ガス料金算定のための基礎資料 等

## ② 民間における意思決定や研究活動のための基礎資料

- 地域ごとのガス市場の動向把握を行うための基礎資料
- ガス需給状況等を把握するための基礎資料 等

## ③ 国際機関へのデータ提供の基礎資料

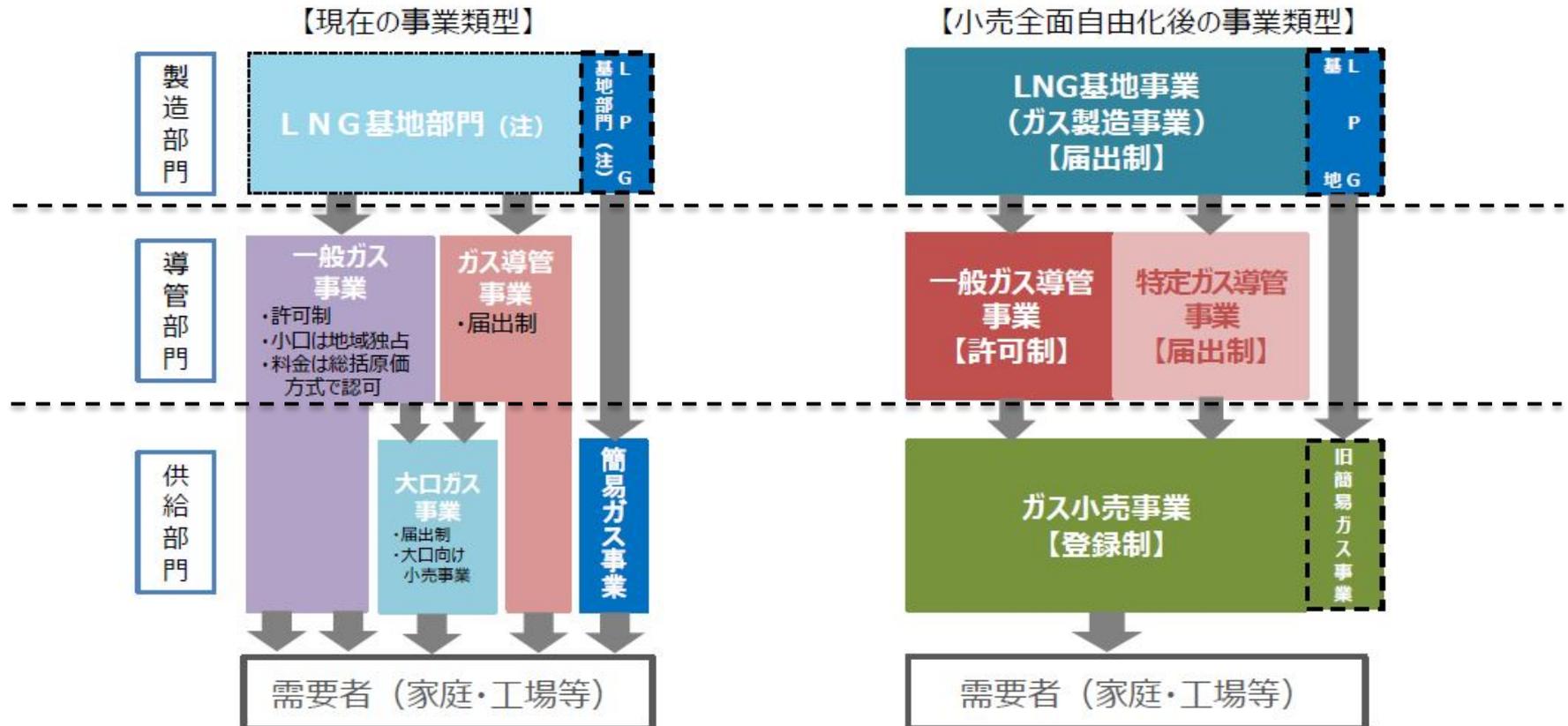
- I E A（国際エネルギー機関）が日本のエネルギー政策を評価する際の基礎資料として、データを提供

# ガス事業法改正の概要

## 小売の全面自由化

現在、一般ガス事業者には認められていない家庭向け等の小口のガス供給について、地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者であれば、誰に対してもガスの販売が可能になる。これを受け、「一般ガス事業」や「大口ガス事業」といった区別を廃止し、ガスの生産（製造部門）・供給（導管部門）・販売（供給部門）の各事業ごとに、必要な規制を課す制度に変更される。

## 調査対象事業者の変更



(注) 基地部門にはガス事業法による事業規制がない。

# 主な変更内容と想定される論点

※変更の適用時期 平成29年4月

## 1. ガス事業法の改正を踏まえた変更

### (1) 調査対象範囲の変更

- ガス事業者（ガス事業法改正前は、一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者及び大口ガス事業者）の区分を見直し

### (2) 調査事項の変更及び集計事項の変更

- 「大口販売」、「小口販売」の区分の廃止に伴い、調査事項を統合・整理
- 地域独占の撤廃に伴い、新たに販売量等を地区別に把握するなど、調査事項を追加 等

## 2. その他の変更

- 公表方法等の変更

### 【論点】

- ガス事業法改正後におけるガスの生産実態を適切に把握できるものとなっているか
- 報告者の記入負担に配慮されているか
- 変更後も統計データの比較が継続的に行えるものとなっているか

## 3. 未諮問基幹統計のフォローアップ<sup>o</sup>

- 本調査は、統計委員会への諮問が初めてであることから、本調査及び統計の役割等について確認

### 【論点】

- 基幹統計の法定要件に適合しているか（利活用状況の確認）
- 本調査実施の必要性は認められるか（報告徴収権限との関係整理）
- ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性はないか（改善余地等の確認）